

令和 7 年第 2 回定例会（9 月議会）

建設委員会提出資料

令和 7 年 9 月 8 日
労働委員会事務局

【所管関係】

6 月議会報告後の審査調整等の状況について 3 ～ 4

6月議会報告後の審査調整等の状況について

(令和7年8月31日現在)

労働委員会事務局

1 不当労働行為救済申立事件の審査 1件の申立てにつき、係属中

事 件 名	申 立 人	被申立人	申立年月日	請求する救済の内容	経 過
令和7年(不) 第1号不当労働 行為救済申立事 件	労働組合	会社 (サービス業)	7年5月23日	・誠実な団体交渉 ・文書手交及び揭示 など	係属中

2 労働争議の調整等 (1) 労働争議の調整 新たな申請なし

- (2) 公益事業の争議行為予告受付及び実情調査
争議行為予告受付は中央労働委員会で7件、本県労働委員会で0件

(単位：件)

業 種 受付労委	合 計	運 輸 事 業					郵便 又は 電気 通信 事業	水道、電気又は ガス供給事業			医 療 又 は 公衆衛生事業	
		鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 衆 衛 生 事 業
中央労働委員会	7				5						2	
本県労働委員会												
計	7				5						2	
実情調査	2										2	

3 個別労働関係紛争のあっせん 1件の申請につき、終結

事 件 名	申 請 者	被申請者	申請年月日	あっせん事項	経 過
令和7年（個） 第2号あっせん 事件	労働者	会社	7年5月16日	・ 入社支度金及び損害賠償 金を支払うこと	7年7月24日 第1回あっせん により打切り

- ※ あっせん打切り後、会社から、本県労働委員会に次のとおり電話連絡あり（7年7月28日）
- ・ あっせん打切りの翌日（7月25日）に労働者と会社が面談し、あっせん時に会社が提案した条件（会社から労働者への解決金の支払い等）により解決した。
 - ・ なお、面談の詳細については、合意書の口外禁止条項により、第三者にはお伝えできない。